



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計通信

2023年2月号

菅原会計税理士法人・行政書士法人菅原武事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00 ~ PM 5:00

2024年1月から始まる「新NISA」制度

NISAとは、2014年1月にスタートした個人投資家のための税制優遇制度です。現状、NISAには「一般NISA」「つみたてNISA」「ジュニアNISA」の3種類があります。ジュニアNISAは2024年の制度改正で廃止されることが決まりましたが、「一般NISA」と「つみたてNISA」は引き続き利用可能です。

<「新NISA」の改正のポイント>

制度利用可能の恒久化

現行のNISA制度では、一般NISA制度が2023年末、つみたてNISAが2042年末に終了する見込みでしたが、改正により制度期間が恒久化されます。

非課税期間の無期限化

一般NISAでは5年間、つみたてNISAは20年間とされていましたが、改正により非課税期間が無期限化されることとなりました。

また、非課税期間が終了時のロールオーバー（保有している金融商品の非課税期間が終了した際に、翌年の非課税枠に移行すること）が不要になります。

非課税投資枠の増額

新NISAでは、非課税枠が大幅に増額されます。年間の投資枠が、一般NISAは120万円でしたが2倍の240万円（成長投資枠）に、つみたてNISAは40万円でしたが3倍の120万円（つみたて投資枠）に非課税投資枠が年間360万円に拡大される事となりました。ただし上限があり、生涯にわたる非課税限度額は1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円）です。

両制度の併用が可能

現行の一般NISAとつみたてNISAは、1人1口座が原則とされており、いずれか一方を選択する必要がありました。新NISAでは成長投資枠とつみたて投資枠の両方が利用できるため、両制度を併用できるように変更されます。

「新NISA」一度お考えになってみてはいかがでしょうか。
ご不明な点があれば当事務所までお問い合わせください。

（山本 記）

